

令和6年度上田市監査基本計画

令和6年3月27日
監査委員決定

1 市政をめぐる状況と監査

上田市は、変化する社会情勢の中、「ひと笑顔あふれ、輝く未来につながる健幸都市」の実現に向け、市民、地域、行政がそれぞれ役割を果たし、協働のもと、まちの魅力と総合力を高めながら「SDGs」の視点も踏まえながら各種施策を展開することとしています。

各種施策の展開に関して、その事務の管理及び執行等が適正、適切かつ経済的、効率的に実施され、所期の目的を達成し有効に効果を上げているかなどについて、現状の（市として制度化を含め検討しているなかでの）内部統制の運用状況も踏まえて監査を実施し、市政に対する市民や社会の信頼が高まるようその運営を支援します。

2 基本方針

上田市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が地方自治法の趣旨に基づいて行われているかを主眼とし、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から市民の視点に立った検証を行います。

市の事業におけるリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度を踏まえた上で監査の重点化を図り、効率的かつ効果的な監査を実施します。

各種の監査が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、過去の監査結果を参考にしながら、市の事務及び事業を横断的、多角的に検証することにより、相乗効果の高い監査を実施します。

監査結果に関する情報は、速やかに公表します。

3 監査（監査、審査、検査）

令和6年度に実施する監査等は基本方針によるとともに、監査対象、方法、期間及び着眼点等を定めた実施計画を策定することとします。

また、法の規定に基づき、必要に応じて行う監査（議会請求監査、長からの要求監査、住民監査請求監査など）を実施します。

これまで市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に対する監査（自治法199条第1項・第4項）を「定期監査」と称し実施してきましたが、令和6年度以降は「財務監査（定期）」と「行政監査（財務監査（定期）と併せて実施するもの（並行実施）」に区分し、対象を明確にし、一体的に実施します（随時監査も同様）。

監査委員が必要と認めるときに実施する行政監査について、特にテーマを設定して監査するものを「特定行政監査」（テーマ型監査）として実施します。

各監査の基本計画（対象、主眼、実施期間及び報告時期等）は次表のとおりです。

【令和6年度 監査基本計画】

| | 監査対象 | 監査の主眼 | 実施期間 | 報告・公表時期 |
|-------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------|------------|
| 財務監査（定期） ・行政監査（併行実施） | 全部局（全課所） 全財産区 | ・財務及び事務事業が法令等に従って適正に行われているか ・最少の経費で最大の効果が挙がるようにしているか | 4月～2月 | 11月、3月 |
| | 出先機関： 小学校2校、中学校2校 保育園2園 程度 （委員協議にて決定） | ・その組織及び運営の合理化に努めているか 等 | 4月～3月 | 随時 |
| 決算及び 基金運用状況審査 | 令和5年度決算 一般会計、特別会計、運用基金 公営企業会計 各財産区特別会計 | ・決算書、基金運用状況を示す書類、関係諸表の計数の正確性 ・事業、経営の効率性、財政状態の審査 等 | 6月～8月 | 9月 |
| 健全化判断比率等審査 | 令和5年度決算 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率 | ・各種指標の正確性、適正性 | 6月～9月 | 9月 |
| 例月現金出納検査 | 一般会計、特別会計、基金、公営企業会計、財産区特別会計。これら会計に属する現金の出納及び保管状況 | ・現金現在高の正確性 ・収納関係諸表等の計数の正確性 ・現金出納事務の適正執行 | 毎月例日 | 検査終了後、速やかに |
| 特定行政監査 | テーマ：（タイトル未定） 上田市内部統制体制の整備について（R5との比較から） | 委員協議にて決定 | 随時 （実施計画に定める） | 随時 |
| 財政援助団体等監査 | 対象団体： 4団体 程度 （委員協議にて決定） | 委員協議にて決定 | 7月～2月 | 随時 |

4 監査結果に対する措置の報告、公表

市長等（各行政委員会など）が各監査の結果に基づき、又はその結果を参考として措置を講じたときは、その内容を監査委員へ報告します。監査委員はその内容を速やかに公表します。

なお、上田市では監査の結果、指摘事項等又は意見については、措置を講じたもののほか検討中などの事項を含め、全ての状況について報告を求めるとします（上田市監査基準）。

- ・ 報告時期：監査結果報告日からおおむね3か月後
- ・ 公表時期：措置報告日から20日以内

上田市監査委員事務局